

カラ懇談、カラ出張等による ウラ金づくりの実態とその使途の全容解明へ



勝利判決を喜び万歳する全国大会参加者
(7月29日・高知市、竜馬記念館屋上)



判決後の記者会見（7月29日、仙台地裁）

7月29日仙台地裁全面公開判決と食糧費の真相のさらなる追及

仙台市民オンブズマン

弁護士

小野寺 信一



〈竜馬記念館の万歳〉

食糧費の全面公開を命ずる

画期的判決が言い渡された7月29日、私を含め仙台市民オンブズマンのメンバー13人は、高知市にいた。7月27日～28日の第3回全国市民オンブズマン連絡会議の大会に出席のためである。全国から集まったオンブズマンの熱気が肌で感じられる盛り上がった大会であったが、私自身は、大会の議論の間も、四万十川で川下りを楽しんでいる間も、7月29日の食糧費の情報公開訴訟判決が気にかかる仕方がなかった。まさに試験の発表を待つ受験生の心境であった。私達はこの判決にすべてをかけていた。というのは、以下のような経過があったからである。

私達は平成8年3月28日、財政課職員4人を被告とする住民訴訟を取り下げた。

それは

- ① 県の再発防止策を評価したこと
- ② 食糧費の不正支出は全庁に及ぶ現象であり、財政課の現場職員4名のみに返還させれば済む問題ではないこと
- ③ 4名の被告が「真相の解明」に協力すること

を約束したことによるものであった。

4人の職員が出納閉鎖直前に必死になってこしらえたデタラメ文書によって生み出された金は、いったいどこに流れたのか。この点の解明が十分なされていない恨みはあったが、この問題を機に県庁からこの種の弊風が一掃されるのであれば、この辺で幕引きをしてもいいかという気持があつたのも事実である。しかし、そんな考えに冷水を浴びせかけたのがカラ出張であった。「彼らはいったい何を考えているのだろう。財政課の食糧費問題を横目で見ながら、どんな気持ちでカラ出張をやれたのであろうか」という深刻な疑問と無力感に襲われた。しかも職員のなかから、自分達のやってきたことを自ら明らかにし、二度とこんな

オンブズマン

No.5 / 1996年12月18日(水)

発行 仙台市民オンブズマン
仙台市民オンブズマンタイプアップグループ

〈事務局〉 仙台市青葉区中央4-3-28 朝市ビル3F
宮城地域自治研究所内
TEL (022)227-9900
FAX (022)227-3267

ことをしないようにするためには、何が必要かを追求する動きがさっぱり起こらない。みんなが返還するなら仕方がないから返還という「めだか現象」を見せつけられ、私自身は、やっとそこで、こういうことではないかと気がついた。

- ① どんなに優れた再発防止策を作っても、職員の意識が変わらなければ、十分に機能しない。
- ② 職員の意識、つまり「反省がないから自己改革ができない」という役所の体質を変えるのは、一罰百戒では無理である。長期戦を覚悟する必要がある。その方途は真相の解明である。鏡で自分の顔をしみじみ見るように恥ずかしい姿が世間にさらされ、世間の常識との違いを身に染みて知ってもらうこと、それ以外にない。
- ③ 真相の解明の具体的な方法は何か。それは過去にさかのぼっての情報の全面的公開と、個人責任の明確化である。

だとすれば、③の切り札である7月29日の判決は、なんとしても勝ってもらわなければならない。そう考えたのである。

判決が言い渡された7月29日の10時頃、私達は中村から高知市に戻り、桂浜の竜馬記念館を見物していた。増田代表が電話で仙台と連絡を取り、「全面勝利」を告げた時、竜馬記念館に歓声があがった。記念館の事務局に斎藤拓生弁護士の事務所から流された「120%勝訴です」というFAXと判決要旨を握って、屋上で全員で万歳をし、カメラにおさまった（この写真がパネルになって事務局に飾ってあります。オンブズマンの頭上に広がっている桂浜の空のなんと青いことか）。

〈9月20日の全面公開〉

大方の予想を裏切って、浅野知事は、控訴を断念した。判決に従って、9月20日に公開された資料は、どこも墨塗りなし。受け取ったオンブズマンから「物足りない」とのジョークもこぼれるほどである。それにしても、よくも平気でこんなに沢山の名前を勝手に使って、出席者リストを作ったものか。県はリストに記載された人達に謝罪し、その人達の手前もあって、やっていない疑いのある懇談会をはじめて明らかにした。それが何と48%にのぼるというから呆れたものである。民間で



はどうか。税務署が調査に入って、一応領収書はありますが、実はこのとおりやっていない疑いのある接待が半数近くありますと述べて「まあいいでしょう。これから気をつけてくれれば、この際、反省に免じて経費として認めてやりましょう。」という調査官がいるなら、是非今度うちの事務所に来てもらいたいものだ。48%の金がどこに流れたら、これにフタをしたまでは、職員の意識の変革は望めない。そう考えて、オンブズマンは知事に対し、再調査の申し立てをしたが、退けられた。

〈監査請求〉

そこで、オンブズマンは、平成8年10月31日付で住民監査請求をした。しかし、この請求も、11月19日付で却下された。

県の情報公開審査会が秘書課の食糧費支出関係公文書の開示幅をひろげ、本年5月30日には、相手方の職、氏名等を除くその余の部分が明らかになったので、5月30日以降は、県民なら誰でも監査請求をすることができた、それにもかかわらず、10月31日まで監査請求をしなかったのだから「正当な理由はない」というのが却下の理由である。

それなら、住民監査請求を待たずに、なぜ監査委員自らが職権を発動して監査に乗り出さないのか。住民のハードルをあげることに汲々として、自分たちは何もしないで傍観を決め込む監査委員の怠慢に、改めて落胆を禁じ得なかった。

再度住民訴訟を起こし、その中で真相の究明を行なうべきかどうか。11月例会（11月19日）で議論をしたが、結論に至らなかった。公金の使途の追求とはいうものの、民間人を被告とすることがオンブズマン設立の趣旨に合致するかをめぐって議論が分かれたからである。

その後、県や監査委員の真相解明への対応をふまえて、12月9日に緊急例会を開き住民訴訟の可否について論議を行った。残念ながら、県・監査

委員の対応に評価に値するものがない状況のもとで、参加者は全員一致で提訴を確認し、12月18日に訴状を提出することとした。

カラ出張再調査でわかった 悪質な手口での裏金づくり



仙台市民オンブズマン
事務局長

庫山 恒輔

1996年6月に、宮城県が発表したカラ出張額は、5億8,100万円であった。これに

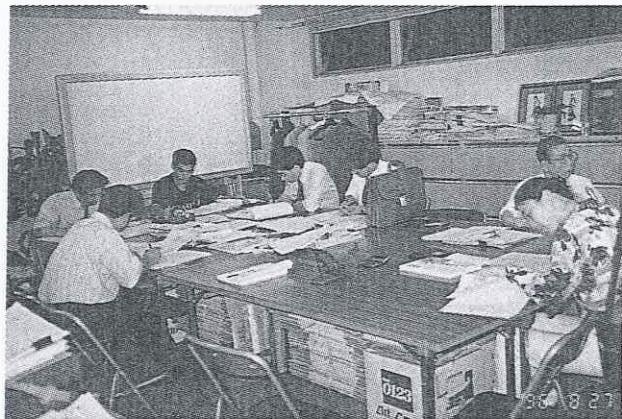
対し、仙台市民オンブズマンは、独自のサンプル調査をもとに、総額10億円は下らないだろうとの見解を発表し、再調査に乗り出した。

8月以降、オンブズマン及びタイアップグループの総力を挙げた資料整理・分析作業がつづけられ、データ整理が完了した大河原土木事務所についての調査結果が、10月29日に「オンブズマン・フォーラムⅠ」の席上で発表された。

宮城県の発表では、大河原土木事務所のカラ出張額は、平成6、7年度の合計で約220万円であったが、調査結果は、これに数倍する裏金づくりを想定させるものであった。大河原土木事務所のカラ出張によるウラ金づくりの特徴は次の2点に最もよく表れていた。

1つは、非常勤嘱託職員を巻き込んだ悪質な裏金づくりが行われていた事。これは非常勤嘱託職員の受領サインが一切無い事（平成6年度）によって発覚した。次々と退職嘱託職員の電話による調査を続ける中で、彼らには毎月定額で5,000円前後が支給されていた事が判明し、旅行命令簿上の支給額と実支給額の間には約200万円の開きがある事が分かった。つまり非常勤嘱託職員の知る由もないところで、旅行命令簿を意のままに操作する事によって裏金づくりが行われていたのである。

2つは、宿泊付き出張だけでなく、日帰り出張



カラ出張再調査風景。時にはテレビ取材も入った

での裏金づくりが盛大に行われていた事である。これは主に宿泊つき出張によって多額の裏金を作っていた石巻土木事務所と好対照をなしていることになる。平成7年1月～3月の場合、大河原土木事務所の日帰り出張は2,790件で石巻土木事務所よりも918件も多いのである。

私たちは、このようにしてくり出された裏金は、全職員に定額支給されており、その額は1,000万円を超えるだろうと推定した。

この調査結果をもとに、私たちは、①非常勤職員の出張、②日帰り出張、③定額支給の有無、の3点の全庁的な再調査を県当局に申し入れたが、県は②、③は調査済みで、①のみを再調査するとの回答を寄せた。こうした県の再調査についての消極的な傾向を打ち破っていくために、現在、第2、第3の矢の準備が着々と進められており、カラ懇談、カラ出張を中心とした膨大な裏金づくりの実態と、その隠された使途の解明は、まさに佳境に入ろうとしている。

写真でみる 第3回全国市民オンブズマン全国大会

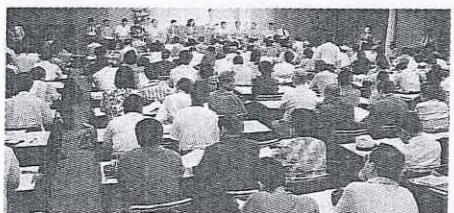
1996. 7. 27~28・高知市



第3回大会は自由民権運動発祥地、土佐の高知で開かれた
竜馬像のまえで仙台から参加した人々



大会会場での記念撮影、他に藤田、松下、鎌田氏を含めて
参加者は総勢16名



大会風景



大会風景、仙台の参加者ら



監査委員、監査事務局のカラ出張全
国集計結果を報告する庫山事務局長



監査委員制度改革について
報告する増田代表



基調報告する吉岡全国代表幹事
議会の情報公開について報告する
庫山事務局長



フロアから発言する日出税理士



討論に参加する小野寺弁護士



懇親会会場で



四万十川を背景にした一行13人



四万十川船下り、ビールで喉をうるおしながら

「オンブズマン・フォーラム1」を開催



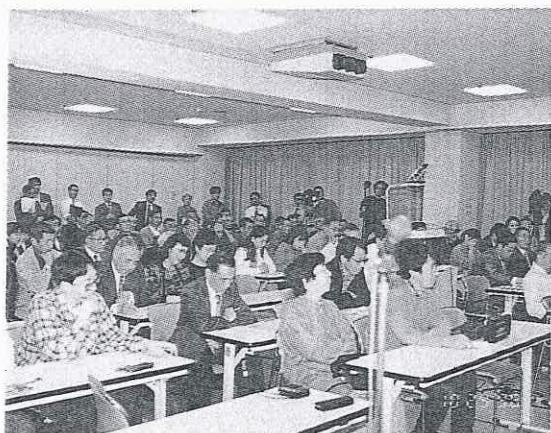
仙台市民オンブズマン・タイアップグループ副会長
弁護士
十河 弘

去る10月29日、宮城県民会館において、オンブズマン・タイアップグループの主催する第1回オンブズマン・フォーラムが開催されました。フォーラムにはタイアップ会員32名、オンブズマン15名、一般70名が参加し、立ち見が出るほどの大盛況ぶりでした。

フォーラムではまず、「こうしてウラ金はつくられた」と題して仙台市民オンブズマン事務局長庫山恒輔氏がカラ出張による裏金づくりの実態とその発見過程を報告しました。同氏は、石巻土木事務所・宮城県監査委員事務局・大河原土木事務所のカラ出張によるウラ金づくりの実態をいかにして解明してきたかをOHPを使いながら大変わかりやすく解説しました。膨大な量の資料を集計・分析しカラを突き止めていく過程は推理小説の謎解きよりもおもしろいものでした。このフォーラムの中で大



報告する庫山恒輔仙台市民オンブズマン事務局長



河原土木事務所のカラ出張発見の事実はこの日初めて県民（報道機関を含めて）に報告されました。同事務所では日帰り出張の部分でこまめに裏金をつくるという手法がとられており、これは、石巻土木事務所で一泊以上のカラ出張でごっそり裏金をつくるという手法と好対照のものでした。

報告の後、会場からは①カラ出張にかかわった県職員個人を刑事告訴すべきではないか、②カラ出張、カラ懇談などでつくられた裏金は何に使われたのかなど、課題の核心に迫る活発な意見・質問がありました。会場での議論を進めているうちに、私たち役員もタイアップグループ会員や県民の皆様との生の対話をする重要性をあらためて実感させられました。

第2回フォーラムも企画いたしますので、是非多くの会員の方が参加されるようお願いいたします。

全国市民オンブズマン連絡会議拡大幹事会報告

1996. 11. 9



全国市民オンブズマン連絡会議代表幹事
弁護士

吉岡 和 弘

11月9日名古屋で全国市民オンブズマン連絡会議の拡大幹事が開かれ、私と庫山事務局長が出席した。以下、その際の模様をご紹介する。

会議の冒頭、行革委の情報公開法要綱について、全国市民オンブズマンとしての意見を表明しておくことが大事ではないかとの指摘があり、自治体が文書を破棄する問題や公務員の個人名を課長以上とすることの問題性につき、各地で具体的な取組みをまじえながら意見書にまとめ11月中に行革委に提出することを決めた。

次に、議会と警察の情報が非公開にされている問題について議論した。自治体の中には「文書が不存在」であるとか「不受理扱い」とされるケースなどが報告されたが、いずれの場合も取消し訴訟や異議申立てを行っていくことになった。

また、滋賀市民オンブズマンが日野町に情報公



福岡や群馬の活動などを報じる各紙

開条例を制定するよう求める運動が展開されていることの報告があり、全国オンブズマンとしても各地の市町村に同様の働きかけをする必要があること、群馬オンブズマンからはモデル条例案を策定していくとしている旨の報告、更には日野町の運動を支援していくことなどが議論された。

さて、懸案の情報公開黒書（通信簿）の作成について、検討する事項を13～15項目に絞り、1月3日に仙台で点数づけ作業を行うことになった。100点満点方式で点数をつけたほうがいいとか、ABCというランクづけがいいとか、通信簿なんだから1～5点方式がわかりやすいとか、様々な意見が出た。そして、結論としては、

- ① 来年2月3日午後2時に全国（東京）と各地で同時に記者発表する。
- ② その際、全国オンブズマンが発表する内容は、できるだけ単純にわかりやすく、それでいておもしろさもあるという内容にする。
- ③ 各地オンブズマンの記者会見では、13～15項目の一つ一つを詳細に他県と比較しながら丁寧に発表していく。

ということでどうかということになった。

とりわけ、③については、他県の状況を理解しなければレクチャー出来ないので、2月1日に名古屋で全国オンブズマンの拡大幹事会を開催し認識を共通にしておく必要があるということになった。その他、ニフティ・サーブから全国オンブズマンにフォーラムを無料で開設しないかとの誘いがあること、北海道からはカラ雇用の職員にカラ出張をさせていた事実が判明したこと、鹿児島からは新庁舎移転を口実に文書を破棄した事実の報告、今年の8月、全国オンブズマンと群馬オンブズマンとが共同してカラ追及をした群馬県で火の手があがり現在大騒ぎになっているとの報告、福岡でも同様にカラ出張が発覚し福岡オンブズマンは声明や公開質問状を発して追い詰めているなどの報告がされた。

以上、報告にかえさせていただく。

県議会食糧費の公開の申入れ



仙台市民オンブズマン
弁護士
高橋 輝雄

去る11月21日、我々は、宮城県議会に対して、県議会自らの意思で県議会の食糧費の支出状況（懇談の趣旨・目的・日時・場所・出席者・支出金額）について市民に公開するようにとの申し入れを行いました。

これまで、浅野知事は県の職員の食糧費については、我々の勝とった「全面公開すべし」との画期的な判断に従い、全面公開に踏み切っています。ところが、県議会の食糧費については、知事は、

県議会が情報公開条例の実施機関に入っていないとか、公開するについて議会から「控えてもらいたい」旨の意思表示を受けているとかの理由で、限定的にしか公開しませんでした。

しかし、そのような理由は到底納得できるものではなく、その点については別途訴訟で争っていますが、それはそれとして、議会自らの意思で公開するように促そうと、前記申し入れに至ったものです。

食糧費の支出状況のチェックは本来的には議会の責務であります。その議会が自らの食糧費については明らかにしないというのでは理屈が通りません。せめて県知事並みの決断はするものと期待しているところです。

議会警察情報取消訴訟

仙台市民オンブズマン
弁護士

斎藤 拓生



本年7月23日、市議会の出張旅費等に関する情報公開訴訟、県議会の出張旅費・県警本部の出張旅費に関する情報公開訴訟を提訴しました。今回の訴訟の最大の特徴は、情報公開条例で情報公開を実施する機関となっていない議会と公安委員会=警察に関する情報の公開を求めていることにあります。全国的に珍しい訴訟です。

これまで、議会と公安委員会=警察に関する情報は、条例が改正されない限り、情報公開を求

めることはできないと考えられていました。しかし、地方自治法上、予算の調整権及び執行権は、地方公共団体の長に専属するとされています。したがって、議会と公安委員会=警察に関する情報であっても、公金の支出に関する情報は、市長ないし知事が管理する情報であり、情報公開の対象となるはずです。実質的にも、行政を監視すべき議会の公金の使途に関する情報を非公開することは許されないことです。

弁護団は、財政課食糧費情報公開訴訟判決のような全国の情報公開訴訟をリードするような画期的判断の獲得を目指して奮闘する所存です。ご支援をお願い致します。

回文狂歌

作者 内田正之

みやぎの 宮城野に ついぞ要らなき 倂せは 惠しき慣習ぞ いつの とき止み
よんし 余人知る 雜音に悩乱し 麻の衣の さあ識れ県民に とおしんによ
とおしんによ
透る真如

オンブズマン北海道・東北ネットワーク

＜11月23日、青森市＞



活発に今後の活動計画などが話し合われた

仙台市民オンブズマン・タイアップグループ
副会長 十河 弘

96年11月23日、北海道・東北各地のオンブズマン組織の会合（オンブズマン北海道・東北ネットワーク）が青森県の教育会館で開催されました。仙台からは庫山恒輔さん、小野寺信一さん、私が参加しました。ここでは各地の情報を交換した後、今後の活動内容の議論し、概要次の3点が決まりました。①12月3日、各地で一斉情報公開請求を

する②①の検討会をH9年1月25日の新年会の前にやる③H9年2月8日、市民からの相談、情報提供を受けるために、「行政110番」を各地で開催する。また、その後の懇談会では、各地の活動を北海道・東北ネットワークとして積極的にバックアップしていくことが、話し合われ大いに盛り上がりいました。

同ネットワークが連絡を密にし、オンブズマン活動のノウハウを共有できれば、開かれた行政を実現するための大きな力になることでしょう。



三内丸山遺跡を訪ね縄文のロマンに満った（復元した縄文の建築物の前で）

アメリカ地方議員らと交流（11月24日）



仙台市民オンブズマン
弁護士
藤田 紀子

11月24日、我々オンブズマンのメンバーは、アメリカの州の議員や市議ら11人の政治訪問団と情報公開について意見交換を行う機会を持った。主催は財団法人日本国際交流センターで、通訳付であった。ストレートに話が通じないもどかしさは双方感じたことと思うが、その中でも、アメリカと日本の相違が明確になった。たとえば、ロサンゼルス州は市議会も市長も自分で交際費の基金を積み立て、税金は使わない、とか、サウスカロライナ州は知事の視察旅行で目的や公金の使い方を自ら全部市民に公表している、とか紹介されたのに対し、こちらから官官接待の実情やカラ懇談の実態を話すと、訪問団からは驚きの声があ

がった。

話し合いは約2時間で、その後場所をかえて勝山館で懇親のパーティーがあったが、ここでは観光や食べ物の話などで、英会話の能力がもっとあつたらなと痛感した。このパーティには宮城県会議員や仙台市会議員も出席していたので、私達は彼らとも貴重な意見交換をすることができ、成果があった。



活発に意見交流がおこなわれた

青葉山・大年寺山裁判報告

仙台市民オンブズマン

弁護士

小野寺 信一



両方とも仙台市の環状公園整備事業をめぐる不当高値買取を追及する住民訴訟であるが、青葉山訴訟は、関係者の証人尋問を終え、被告鑑定業者の鑑定の正当性について、第三者の専門家に意見を求めるべきかどうかという段階に差しかかっている。当方で内々に依頼している専門家が承諾してくれれば、その方に再鑑定を依頼す

る予定である。次回は12月16日午前10時。この時に、再鑑定の方向に行くかどうかが決まることがある。

大年寺山訴訟は、職員を被告とする、いわゆる「職員ルート」は、9月10日に現場検証をし、裁判官に現状を見てもらった。歩くのがやっとという急傾斜地の市街化調整区域を坪約60万円で買った仙台市の「蛮勇」にため息が出た。売った業者2社を被告とする、いわゆる「業者ルート」は、被告代表者尋問に入りハイライトを迎えていた。1月27日午前10時半からの証人尋問には是非傍聴に来て下さい。

「NETWORK市民オンブズマン」創刊

第三回全国市民オンブズマン大会特集号

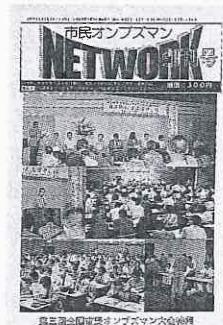


仙台市民オンブズマン・
タイアップグループ

瀬戸 勝枝

もうすでにお手元に届いたことでしょうが、9月10日に全国をNETWORKする市民オンブズマンの広報誌を発行しました。編集は、お金がなくても暇がなくとも、タイムリーな企画の誌面をつくることを心掛けて、かなり欲張った

ものでした。出来は上々のようで、早くも次号は何時発行されるのかと催促されています。編集委員は高橋輝雄、舛岡和夫、庫山恒輔のベテランと、私です。次号は2月頃「全国の情報公開度・つうしんば式で一挙公開」です。乞うご期待！



仙台市外郭団体・クロップスについて



仙台市民オンブズマン

河村 直人

仙台市外郭団体については、仙台国際交流協会の調査を開始しました。サッチャー元英国首相の講演会開催について仙台市から支出された委託料の使途明細が不明で、手続き上の書類

も未整備になっており、12月6日に質問書を提出しました。仙台土地開発公社・仙台市公園緑地協会については青葉山・大年寺山訴訟との関係から調査を開始いたしました。クロップスについては、事業の責任追及とともに、ビル完成後の売れ残りの保留床の運営・活用方法について提言等を行い税金の無駄遣いにならないよう監視していく予定です。

「仙台市民オンブズマン」の活動

96. 6. 21 ~12. 18

1996.

6. 21 県秘書課・財政課タクシーチケット使用実態についておよびオンブズマンへの募金要請について記者会見
- 24 教育庁学務課等4課・大河原県地方事務所等17公所旅費（平成6・7年度）、秘書課・人事課旅費（平成4・5年度）、財政課タクシーチケット代（平成7年4月～8年6月）、県議会・県警本部総務課旅費（平成6・7年度）、県職組と県との協定・覚書等・県政調査費交付資料（平成3～7年度）開示請求、記者会見、仙台市秘書課・財政課・庶務課食糧費（平成6年度残余分、7年度）開示請求
- 25 大年寺山（対市職員）公判
- 27 市長交際費（5月分）一部開示
7. 1 「議会に関する打合せ」
〃 青葉山公判
- 4 県東京事務所（平成5・6年度）等3課2地方公所 食糧費一部開示、知事交際費（平成8年5月）一部開示、仙台市ガス局タクシーチケット代（平成3～7年度）開示請求
- 5 県議会旅費（平成6・7年度）・県警本部総務課旅費（同）不受理決定
- 6 オンブズマン総会、街頭募金活動
- 8 県政調査費（平成3～7年度）非開示決定
- 9 県消防防災課消耗品費（平成6年度）一部開示、県栽培漁業センター（平成5～7年度）旅費開示請求
- 11 仙台市議会旅費（平成3～7年度）・行政調査費（同）・職員雇用費（同）非開示決定
〃 監査委員・事務局カラ出張疑惑で群馬県知事へ申し入れ
- 22 議会関係等情報公開訴訟打合せ
- 23 議会・警察等情報公開訴訟提訴（対仙台市・対宮城県）
- 24 県秘書課旅費（平成5年度一部）・財政課タクシーチケット代（平成7年4月～8年6月）・組合との協定一部開示
- 26 監査委員・事務局のカラ出張についての事前レク（於高知）
- 27～28 第3回全国市民オンブズマン大会
- 29 財政課食糧費情報公開訴訟仙台地裁判決（全面勝訴）
- 30 仙台市秘書課・庶務課・財政課（平成6年度残余分、7年度）食糧費一部開示、ガス局タクシーチケット代（平成3～7年度）一部開示、県財政課食糧費（平成4・5年度、8年4月～7月）開示請求
- 31 クロップスに関する質問書提出
8. 2 仙台市保健所関係旅費（平成5・6・7年度）一部開示
〃 タイアップグループ役員会
- 6 オンブズマン役員会
- 7 オンブズマン全国機関紙発行打合せ
- 8 教育庁学務課等4課・大河原県地方事務所等17公所旅費（平成6・7年度）・人事課旅費（平成4・5年度）一部開示
- 9 平成6年度東京事務所懇談会出席者（県関係）旅費・工業技術センター旅費（平成6・7年度）開示請求
- 10～11 オンブズマン旧役員慰労会
- 12 宮城県、財政課食糧費情報公開訴訟控訴断念を発表、オンブズマン記者会見
〃 オンブズマン8月例会
- 13 県財政課食糧費文書早期開示についての申し入れ
〃 県秘書課（平成5・6年度）・東京事務所（平成4・5・6年度）消防防災課等1課1事務局1地方公所（平成6年度）・市町村課等7課懇談会出席者名簿等開示請求
- 20 カラ出張再調査分析作業（日曜日を除いて連日～9月13日まで）
- 21 県栽培漁業センター旅費（平成5・6・7年度）・平成5年度東京事務所懇談会出席者（県関係）旅費開示請求
- 22 宮城県カラ出張に関する処分・返還方針・改善策発表、オンブズマン記者会見
- 23 タイアップグループ役員会
- 24 明治大学学生オンブズマンの件で来所
- 27 オンブズマン全国機関紙編集会議
- 30 青葉山・大年寺山弁護団会議
9. 2 大年寺山（対壳主）公判
- 4 青葉山・大年寺山弁護団会議
- 6 平成6年度東京事務所懇談会出席者（県関係者）旅費一部開示
〃 青葉山・大年寺山弁護団会議
- 7 タイアップグループ役員会
- 8 全市民オンブズマン連絡会議幹事会
- 9 青葉山公判
- 10 大年寺山（対市職員）公判
〃 「市民オンブズマンNETWORK」創刊号発行
- 12 仙台市プロジェクトチーム検討会

- 13 平成5年度東京事務所懇談会出席者（県関係者）
旅費一部開示、仙台国際交流協会等3外郭団体
情報開示請求
〃 タイアップグループ発送作業
- 14 カラ出張分析作業（ひきつづき10月3日まで）
- 17 県情報公開審査会議会食糧費について答申提出、
オンブズマン記者会見
- 18 オンブズマン役員会
- 19 議会等情報公開（対仙台市）公判
- 20 財政課食糧費文書全面開示（平成4・5年度、
6年4月～12月、8年4月～7月）、県秘書課
等8課・2地方公所・1事務所の懇談会出席者
名簿開示（平成5年度、一部4・6年度）
〃 オンブズマン9月例会
- 24 県工業技術センター旅費一部開示（平成6・7
年度）、河川課等11課・1事務局の懇談会出席
者名簿開示請求（平成5年度）、出納局3課の
食糧費・旅費・公用車使用状況（平成4・5年
度）開示請求
- 27 大年寺山の件で仙台市土地開発公社・仙台市長
へ申し入れ
- 30 クロップスの件で仙台市都市再開発課と話し合
い
〃 東京事務所カラ懇談についての再調査の申し入
れ
10. 14 仙台市国際交流協会・公園緑地協会関係文書一
部開示
〃 大年寺山（対業者）公判
〃 オンブズマン役員会
- 15 全国一斉情報公開請求（旅費・食糧費等）
- 18 仙台市土地開発公社関係文書一部開示
〃 オンブズマン10月例会
- 21 青葉山公判
〃 懇談場所（ホテル・店）の調査についての申
入れ
〃 全国機関紙編集スタッフ反省会
- 22 県議会等情報公開訴訟公判、仙台市議会等情報
公開訴訟公判
〃 タイアップグループ役員会
- 24 オンブズマン・フォーラムについての記者会見
〃 カラ懇談住民監査請求打合せ
- 27 京都市民オンブズパースン委員会総会
- 29 出納局3課旅費（平成4・5年度）一部開示、
県警食糧費非開示決定
〃 オンブズマン・フォーラムI
- 30 議会食糧費（支出命令決議書）開示、消防防災
課15課懇談会出席者名簿（平成5年度）開示
- 31 カラ懇談住民監査請求
11. 1 仙台市人事課旅費・食糧費一部開示（全国一斉
請求分）
- 5 大年寺山公判（対職員）
〃 タイアップグループ役員会
- 7 カラ出張再調査の申し入れ
- 9 オンブズマン全国幹事会
- 11 大年寺山（対業者）公判
〃 オンブズマン会報第5号編集会議
- 〃 仙台市外郭団体検討会
- 12 仙台市中央生活学校講演
〃 土木総務課旅費一部開示（全国一斉請求分）
〃 広報課等13課懇談会出席者名簿開示請求（平成
5年度）
- 13 米国青年政治指導者代表団との交流の件で打ち
合わせ
- 14 財政課へホテル調査の件で申し入れ
- 15 秋田市知事リコールの会講演
- 18 東北大学学生インタビュー調査（オンブズマン
の件）
- 〃 オンブズマン役員会
- 19 土木総務課食糧費開示（全国一斉請求分）
〃 カラ懇談住民監査請求却下通知
〃 支援コンサート実行委員会
- 〃 オンブズマン11月例会
- 20 北海道・東北ブロック交流会打合せ
〃 住民監査請求却下の件で記者会見
- 21 県議会食糧費公開について議長への申し入れ
- 22 カラ懇談追及検討会
- 23 オンブズマン北海道・東北ネットワーク交流会
- 24 アメリカ青年政治指導者代表団との交流
- 26 時間外勤務命令簿異議申立意見陳述
〃 タイアップグループ役員会
- 27 カラ懇談住民訴訟検討会
- 28 仙台市外郭団体チーム検討会
- 29 カラ懇談監査についての監査委員への申し入れ
- 30 オンブズマン群馬臨時総会
12. 2 オンブズマン会報編集会議
3 オンブズマン北海道・東北ネットワーク一斉情
報公開請求
〃 仙台市外郭団体チーム検討会
- 4 カラ出張に関する調査
6 サッチャー講師招へい料の件で仙台市長・議会
議長へ質問書提出
9 議会情報公開訴訟（仙台）公判
〃 オンブズマン臨時（緊急）例会
- 11 古川女子高講演会
13 東北工業大学講義
14 福岡市民オンブズマン・シンポジウム
- 15 福島オンブズマン支援組織結成会
16 青葉山公判
17 議会等情報公開訴訟（県）公判
18 カラ懇談住民訴訟状提出
〃 会報「オンブズマン」No.5発行、発送作業

タイアップグループからご報告

「厳しい目を持って、楽しく活動を」



街々にクリスマスの装いも美しい季節となりました。皆様越年のご準備にさぞかしあ briskly お過ごしのことと存じます。

7月から第3期に入ったタイアップグループですが、今期も充実した半年を過ごしてまいりました。たくさんのご支援、ありがとうございました。

今期、最もうれしかったことは、7月29日の仙台地裁判決で財政課食糧費文書の全面公開を勝ち取ったこと（しかも自由民権運動発祥の地、高知でそれを知ったことには因縁を感じさせられました）、そして最も衝撃を受けたことは、全面公開された食糧費のデータメタ加減と、公開したことでの禊ぎをしたと勘違いする県の懲りない厚顔さでしょうか。オンブズマン活動が成果を挙げ続けるのは喜ばしいことなのですが、それに比例して行政側の醜さを知ることになるのは悲しいことです。一日も早くきれいな行政が行われるように、やはり多くの「厳しい目」を光らせ続けなければなりません。そして、厳しさだけでは悲しいので、少しでも楽しく活動したいものです。

その一環として今期から、オンブズマン・フォーラムをタイアップグループの独自企画として行う

タイアップグループ会長 伊藤智恵

ことにしました。第1回「こうして、ウラ金は作られた」はおかげさまで大成功。会員の方はもちろん、会員外からも70名のご参加をいただき、会場はぎっしり満席で、立ち見でご参加いただいた方も多数でした。当日は初公開の分析結果説明もあり、オンブズマンの最新の活動を深く知り、かつ楽しく意見交換することで皆様の「厳しい目」がより一層冴えたのではないかでしょうか。次回はもっと多くの方にご参加いただけるよう会場も広くし、意見交換の時間も多く取り、ますますパワーアップしますのでどうぞご期待下さい。

また、今期は瀬戸勝枝さんのご尽力で全国機関紙「市民オンブズマンNETWORK」（編集担当 仙台市民オンブズマン）も創刊され、皆様にお送りすることができました。情報はホットなうちに味わいたいもの。今後もアツアツの情報を色々な形で皆様にお届けできるよう努力致しますので、ぜひお楽しみにお読み下さい。

新年からはまた、オンブズマンの活動に新局面が期待されます。タイアップグループの活動も同様で、第2回フォーラムの他、オンブズマン支援コンサートのような新たな企画も決定しております。様々な支援の形を探しながら、これからも手を携えて、開かれた行政をめざして、厳しく楽しくアプローチ致しましょう。ご協力をよろしくお願い申し上げます。

オンブズマン・タイアップグループ
合同新年会
とき 1997年1月25日(土)
午後6時～
ところ ホテル白萩
会費 7,000円

オンブズマン支援コンサート
とき 1997年4月18日(金)
午後6時開場、6時半開演
ところ 仙台市民会館小ホール
入場料 2,000円
内容 1部邦楽、2部ジャズ

〈会費納入先〉
七十七銀行本店(普通)
6530010
郵便局振込
02290-6-8050
仙台市民オンブズマン・
タイアップグループ

仙台市民オンブズマン タイアップグループ会則

- (1) 加入資格：仙台市民オンブズマンの活動の趣旨に賛同し、支援する意志のある個人。
- (2) 会費：年10,000円
但し、協賛金については、自由に受け付け、緊急時の支援費用に充当する。
- (3) 活動内容：年2回の会報の発行。臨時の会報は必要に応じて随時発行する。
市民の為の公開講座などを開催する。
その他の事業の企画、実施。
- (4) 総会：年1回とし、オンブズマンの総会に準じて開催する。
- (5) 役員：
会長 1名、副会長 若干名
会計 1名、会計監事 2名

- (6) 役員会：必要に応じて開催する。
- (7) 事務局：事務局の所在地は当面、青葉区中央4-3-28朝市ビル3階とする。
- (8) 会計について：年会費のうち、30%についてはオンブズマンへの支援金として拠出する。協賛金からの特別拠出金については、必要に応じて随時役員会において決定の上支出する。以上の拠出金、特別拠出金の会計処理内容については、総会の際にオンブズマン事務局より報告を受けるものとする。